

# 學 則

# 学校法人 山口コア学園 山口コ・メディカル学院学則

## 第一章 総 則

第1条 本校は、高度の知識と技術を教授し、あわせて豊かな教養と人格を備え、広く国民の保健医療の向上に寄与することのできる技術者を育成することを目的とする。

第2条 本校は、山口コ・メディカル学院と称し、山口県山口市富田原町2番24号におく。

## 第二章 課程、修業年限及び定員

第3条 本校には、医療専門課程理学療法学科と作業療法学科と言語聴覚学科を置き修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	1 学年定員	総 定 員
医療専門課程	理 学 療 法 学 科	4 年	40名	160名
	作 業 療 法 学 科	4 年	40名	160名
	言 語 聴 覚 学 科	4 年	20名	80名

2 在籍年数は8年を超えることはできない。

## 第三章 学年、学期、授業日及び休日等

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 各学年を次の二学期に分ける。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 1年間の授業日数は240日を標準とする。

2 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 学年始め休業日 4月1日から 4月3日まで

(5) 夏季休業日 8月13日から 9月12日まで

(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで

(7) 学年末休業日 3月26日から 3月31日まで

(8) その他学院長が必要と認めた日

3 学院長が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、学院長は、臨時に授業を行わないことがある。

#### 第四章 入学・休学・退学及び復学等

第6条 本校に入学を志願する者は、学校教育法第五十六条第一項に規定するところにより、高等学校卒業生又は同等以上の学力を有し、心身共に健康で将来理学療法士、作業療法士または言語聴覚士になるに適する者とする。

第7条 入学を志願する者は、所定の入学願書に次に掲げる書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

- (1) 卒業見込みの高等学校又は卒業した高等学校の調査書、成績証明書
- (2) 卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 写真

第8条 入学を志願する者に対しては学力試験、人物考査によって選考する。なお、選考基準は別途細則に定める。また、推薦入学試験によって定員の3分の2、一般入学試験によって定員の3分の1を確保するものとする。

第9条 理学療法学科、作業療法学科への編入学に関しては、第6条、第7条、第8条の規定を準用する。

第10条 入学を許可された者は、独立した経済能力を有する保証人2名を定め、別記様式の誓約書を提出しなければならない。保証人の内一人は身元引受人とする。

2 保証人の住所又は職業に変更があった時は直ちに届け出なければならない。

第11条 学院長は正当な理由がなく引き続き1ヵ月以上欠席した学生、もしくは不都合の行為があった学生に対して次の懲戒を行うことができる。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

第12条 病気欠席又は事故欠席が引き続き3ヵ月を越える者には、休学もしくは退学を命ずることがある。

第13条 学生が休学又は退学を希望するときは、その理由を詳記して、保証人連署の上願い出なければならない。休学期間は1年以内とする。

第14条 休学の理由が消滅した時は、学院長の許可を得て復学することができる。

## 第五章 教育課程

- 第15条 本校における授業科目及び単位数・時間数は別表1及び別表2、別表3のとおりとする。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が大学及び短期大学等において履修した授業科目の単位を別紙1に定める範囲内で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 3 教育上有益と認められるときは、学科学年を越えて授業科目の履修することができる。
  - 4 本校の学生以外のものであって、本校において相当の学力があると認められたものに対しては、教育に支障のない場合に限り、科目履修生として履修を許可することがある。
- 第16条 授業科目の評価は、試験、出席状況、学習状況及び学習報告書によって行う。
- 2 前項の評価はA（80点以上）、B（70～79点）、C（60～69点）、及びD（60点未満）とし、C以上を合格点とする。
  - 3 合格者には、所定の科目の履修を認定する。
  - 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行う場合がある。
- 第17条 学院長は学生が理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚学科の各課程の卒業要件を満たし、かつ指定規則に定める単位を満たした場合には卒業を認め、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
- 2 次の各号に該当するときは、原則として進級又は卒業を認めない。
    - (1) 学年中の欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者。
    - (2) 各科目に係わる出席時間数の3分の1以上を欠席した者。
    - (3) 別途細則に定める履修すべき単位数を規定以上取得していない者。
  - 3 前項の場合でも、必要な補習を受け進級又は卒業を認めることができる。

## 第六章 入学金・授業料等

第18条 入学検定料及び入学金の額を次のとおりとする。

(単位 千円)

学 科	入学検定料	入 学 金
理 学 療 法 学 科	2 5	4 0 0
作 業 療 法 学 科	2 5	4 0 0
言 語 聴 覚 学 科	2 5	4 0 0

- 2 授業料、施設整備費（以下「授業料等」という。）の年額を次のとおりとし、前期分、後期分はそれぞれ年額の半分の額とする。また教科書代、実習衣、教材費、実習諸費用（宿舍等）は別途徴収する。

（単位 千円）

学 科	授 業 料	施設整備費	計
理学療法学科	800	200	1,000
作業療法学科	800	200	1,000
言語聴覚学科	800	200	1,000

授業料等は3月31日までに前期分、9月30日までに後期分を納入しなければならない。

- 3 休学及び退学をする学生については下記のとおりとする。  
退学及び転学の場合は納入した入学金及び授業料等は返却しない。  
休学の場合は授業料等納入後休学しても返却しない。
- 4 上記の金額以外は、別途徴収することはない。

## 第七章 教 職 員

第19条 本校に、学院長、校医、教務主任、専任教員、講師及び事務員を置く。

第20条 学院長は学校法人山口コア学園理事長が任命する。

- 2 学院長は校務を司り、教職員を指導監督する。
- 3 校医は学生の健康管理をする。
- 4 専任教員は、教務に専従する。
- 5 講師は担当学科目及び実習を教授する。
- 6 臨床実習指導者は学生の臨床実習を指導する。
- 7 事務員は校務を補佐し、事務に専従する。

## 第八章 健康管理

第21条 本校は学生の健康保持のため入学時及び年1回健康診断を行う。但し、特に必要があると認めた時は臨時にこれを行う。

2 健康管理は別に定めるところにより実施する。

## 第九章 雑 則

第22条 この学則の実施に関し必要な事項は、山ろコア学園事務局が別に定める。

## 附 則

この学則は平成10年4月1日から実施する。

- 1 この学則は平成12年4月1日から実施する。  
ただし、第17条第3項専門士の称号授与に関しては平成12年3月の卒業生より適用する。  
また、第17条第1項第3号の規定、第18条の規定ならびに別表1,2は平成12年度に入学した学生から適用する。
- 2 この学則は平成13年4月1日から実施する。
- 3 この学則は平成15年4月1日から実施する。
- 4 この学則は平成15年4月1日から実施する。  
(別表3の変更に係わる)
- 5 この学則は平成16年4月1日から実施する。
- 6 この学則は平成18年3月11日から実施する。
- 7 この学則は平成19年5月25日から実施する。
- 8 この学則は平成20年4月1日から実施する。
- 9 この学則は平成24年4月1日から実施する。
- 10 この学則は平成25年4月1日から実施する。
- 11 この学則は平成28年4月1日から実施する。
- 12 この学則は令和2年4月1日から実施する。